答申第277号(諮問第344号及び第347号)

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が令和4年4月8日付けで行った 公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月11日付けで、埼玉県情報公開条例(平成12年埼 玉県条例第77号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対 し、公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求については、審査請求人が本件開示請求書に記載した内容では、公文書の特定ができず、不十分であるとして、令和4年3月17日付けで、条例第8条第2項の規定に基づき、公文書開示請求書の補正依頼を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、本件開示請求について、諮問第344 号は「○○○の2枚目以降」、諮問第347号は「○○○の交通反則切符の2枚目 から5枚目及びそれに添付された供述調書甲の件原本。3~5枚目は署名押捺のノ ーカーボンコピー。」であるとの補正を行った。
- (4) これを受け、実施機関は、本件開示請求に係る特定の告知書番号と同一番号の交通反則切符の一部、若しくは、当該交通反則切符の一部及び同切符に添付された供述調書(甲)(以下「本件対象文書」という。)を特定し、令和4年4月8日付けで、本件開示請求された公文書については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないとして、公文書不

開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、令和4年 4月13日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」と いう。)を行った。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月6日に諮問庁から条例第24 条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、本件審査請求に係る諮問第344号及び第347号について、審査 請求人が同一であること、審査請求の内容及び本件処分が同様であると認められる ことから、これらを併合することとし、令和6年1月15日付けで、審査請求人及 び諮問庁に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨 本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由 開示請求に対する決定に不服があり、審査請求する。
- (3) 反論書の趣旨 本件処分に対して審査請求する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示しない理由
 - ア 諮問第344号について

本件開示請求により審査請求人が開示を求める公文書は、特定の告知書番号に 係る交通反則切符の一部であるが、交通反則切符は、刑訴法第53条の2に規定 する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定 は適用されない。

イ 諮問第347号について

本件開示請求により審査請求人が開示を求める公文書は、特定の告知書番号に係る交通反則切符の一部及び同切符に添付された供述調書(甲)であり、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されない。

(2) 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

交通反則通告制度は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)違反事件の簡易迅速な処理を図るため、道交法に違反する行為について、刑事手続による処理を原則としつつ、その特例として、一定の範囲において、刑事手続に先行して警視総監又は道府県警察本部長が一定額の反則金の納付を通告し(道交法第127条)、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該違反行為について公訴を提起しないこととし(道交法第128条)、また、通告に先立って行われる告知を受けた者が反則金に相当する金額を仮納付した場合には、反則金を納付したのと同様の効果を生ずることとしている(道交法第129条)。

反則行為とは、道交法第8章の罪に当たる行為のうち一定のものを指すから、その行為が犯罪であることは明白であり、反則行為があると認めて、その証拠を収集 保全する行為は、司法警察職員としての刑訴法による捜査行為である。

交通反則切符は、前記交通反則通告制度において使用される様式であり、道交法 第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例書式として道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)第40条及び第41条で規定されており、交通反 則事件の告知及び通告に用いられている。

したがって、交通反則切符は、刑事事件である道交法違反事件を処理するため作成されるものであり、また、供述調書(甲)は、添付される交通反則切符の交付に

係る反則行為について、反則者が反則行為の事実を争う場合等において、刑事事件である道交法違反事件における刑事裁判に備え事実の証明に必要な書類として作成するものであるから、本件対象文書が被疑事件に関して作成される捜査書類であることは明らかであり、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第39条に基づき、条例の適用が除外される。

(3) 審査請求人の主張に対する意見について

平成31年1月24日付け答申第246号にて埼玉県情報公開審査会が発出した答申書及び平成31年2月27日付け公委第594号にて審査庁が審査請求人へ発出した裁決書において、交通反則切符が刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例の適用の除外となることについては、すでに認められているところである。

よって、本件処分は適切であることから、審査請求人の主張は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 検討対象

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象文書が刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に対する決定に不服がある旨、主張し、 本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、審査請求人が請求した特定の告知書番号と同一番号の交通反則切符の一部、又は、当該交通反則切符の一部及び同切符に添付された供述調書(甲)が本件開示請求の対象文書であって、交通反則切符及び供述調書は刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するため、本件処分は妥当である旨、主張している。そこで、以下、この点について検討する。

(2) 訴訟に関する書類について

刑訴法第53条の2は、訴訟に関する書類について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の規定を適用しない旨、定めている。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘匿性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

そのため、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

(3) 条例第39条について

条例第39条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三条の二に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。同条は、刑訴法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、設けられた規定であり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、条例の適用除外としたものである。

(4) 本件処分について

ア 交通反則切符について

交通反則通告制度とは、一定の刑罰を科せられるべき行為を行った者に対して、 警察機関が反則金の納付を通告し、相手方がこれに従い、一定の期日までに反則 金を納付すれば、特例として当該行為について公訴の提起が行われないとする制度である(道交法第125条以下)。仮に相手方が一定の期日までに反則金を納付しない場合には、公訴の提起を免れることはできず、当該違反行為が刑事訴訟の場で争われることとなる。

交通反則切符は、この交通反則通告制度の下で用いられる書式である。具体的には、交通反則告知書等が5枚1組で綴られており、反則者氏名、反則日時、反則場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等が複写式で記載されることになっている。また、5枚のうち1枚目は交通反則告知書・免許証保管証、2枚目以降は交通事件原票等となっている。

このように、交通反則切符は、本来的には刑事事件である道交法違反事件を処理するために作成される捜査書類に含まれるものであり、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条の規定に基づき条例の適用が除外される。

なお、実施機関が4(3)において主張するように、本件開示請求に係る特定の告知書番号と同一番号の交通反則切符について、当審査会は、平成31年1月24日付け埼玉県情報公開審査会答申第246号(以下「答申第246号」という。)において、「交通反則切符は、刑事事件である道交法違反事件を処理するために作成される捜査書類に含まれるものであり、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条の規定に基づき条例の適用が除外される。以上のことから、本件処分は妥当である。」と判断している。

また、本件諮問事案において、答申第246号の判断を変更すべき事情の変化 も認められない。

以上から、交通反則切符に係る本件処分に違法性は認められず、また不当性も 認められない。

イ 供述調書について

刑訴法第198条第1項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪

の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」と規定し、同条第3項において、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定している。

よって、供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査過程において作成される 書類であり、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第 39条の規定に基づき条例の適用が除外される。

以上から、供述調書に係る本件処分も違法性は認められず、また不当性も認められない。

(5) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、本件審査請求書を見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」の記載が不十分であることが認められた。

諮問庁は口頭による審査請求書の内容確認を行っているが、今後同様の事例が生じた場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)第23条に基づく審査請求書の補正を審査請求人に命じ、提出された書面により審査請求人の意思確認を行うという、行服法の規定に則った対応が望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年	月	日	内 容
令和5年	7月	6 日	諮問(諮問第344号及び第347号)を受け、弁明書及び反論
			書の写しを受理
令和5年	8月	1 日	審議(第三部会第176回審査会)
令和5年1	0月1	0 日	審議(第三部会第177回審査会)
令和5年1	1月	7 日	審議(第三部会第178回審査会)
令和5年1	2月2	0 日	審議(第三部会第179回審査会)
令和6年	1月3	0 日	答申